

上越市社会福祉協議会 第2次運営・事業実施計画

計画期間 平成28年度～平成32年度



上越市社協マスコットキャラクター “めくいん”

平成28年3月



社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

上越市社会福祉協議会 第2次運営・事業実施計画

【目 次】

	ページ
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の進捗管理	2
第2章 上越市の地域福祉の現状と課題	3
1 地域福祉をめぐる上越市の現状と課題	3
(1) 地域福祉をめぐる動向	3
(2) 上越市の現状と課題	3
2 上越市社会福祉協議会を取り巻く状況変化と課題	8
(1) 社会情勢の変化	8
(2) 事業活動及び財政面での変化	9
(3) 課題	9
第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標	11
1 基本理念	11
2 基本目標	11
第4章 実施方針及び事業計画	13
1 地域に信頼される社協づくり	14
(1) 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制	14
(2) 安定した事業継続のための財政運営	16
(3) 安全・安心なサービス提供を継続するための 人材育成	17
2 住民主体による地域福祉の推進	18
(1) 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域	18
(2) 支え合いの活動が広がる地域	19
(3) 誰もが安心して暮らせる地域	21
3 利用者本位の福祉サービスの提供	24
(1) 多様な福祉課題・生活課題に対応する連携の強化	24
(2) 日常生活圏域における地域福祉型サービスの展開	25
(3) 介護の重度化、困難事例への対応の強化と 福祉サービスの質の向上	26
(4) 持続可能な在宅福祉サービスの提供と経営強化	28
【参考】 上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画体系図	29
項目別・事業別年次計画一覧表	31
上越市社会福祉協議会第2次運営・事業実施計画 検討専門部会委員名簿・会議開催状況	39

【お知らせ】

今回、この計画を作成するのにあたり、制度や事業名等の語句や用語について、特に説明が必要と思われるものにつきましては、文章の中で ○○○○○* のように表記をし、その語句や用語についての解説を、そのページの下段部分に

○○○○○ のように記載をさせていただいております。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下、「上越市社協」）の定款で定める「上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る」という法人の目的を達成するために、平成22年に第1次運営・事業実施計画（以下、「第1次計画」）を策定しました。

計画では、上越市社協の基本理念及びそれに基づいた目標、さらにその実現に向けた具体的な活動内容を明確にし、地域で暮らす全ての人びとが「共に生き共につくる」という思いを共有し、いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を送ることができる福祉社会を目指して、地域住民や行政、福祉関係者等との協働により、地域の福祉を推進する中核的役割を担い、さまざまな福祉活動を進めてきたところであります。

しかしながら、地域福祉を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の急速な進行、世帯構成の変化等に伴い、家族機能の低下や地域社会におけるつながり・支え合いの機能が弱まり、人間関係の希薄化が大きな問題となってきました。また、このような社会情勢からさまざまな福祉ニーズを抱える人びとも増えてきています。

第1次計画の期間内では、指定管理施設（介護保険施設）の譲受、地域福祉推進のための公的支援の縮小、介護報酬のマイナス改定など、上越市社協の事業経営に影響を及ぼす大きな変化がありました。

そのような変化に対応しながら事業の見直しを図り、住民が望む地域福祉事業の推進と介護・障害福祉サービスの提供に努めるとともに、財政と組織運営の安定化を図るための取組を進めてきたところです。

今後は、医療・福祉等の連携により、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることを目指した地域包括ケアシステム^{*}の整備や市民一人ひとりの知恵と力を活かした住民主体による支え合いの体制づくりなどの新しい取組が必要となっています。また、こうした新しい方向を意識した社会福祉法人制度改革（法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保、地域における公益的な活動の推進など）が検討され、社会福祉法人には地域で生じている新たな福祉課題・生活課題に着目した取組が求められてきています。上越市社協も社会情勢の変化に対応し、さまざまな福祉ニーズに応える事業や活動を進めることにより、社会福祉法人としての責任を果たすことができると考えています。

このような状況を踏まえ、このたび、第1次計画期間（平成23年度～平成27年度）5年間の取組を評価、検証するとともに、地域福祉や上越市社協を取り巻く環境の変化を的確・適切に把握し、新たな課題等にも対応すべく、「上越市社会福祉協議会第2次運営・事業実施計画」を定めるものです。

地域包括ケアシステム 厚生労働省が構築を推進する、身近な地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

2 計画の性格

この計画は、上越市社協が地域福祉を推進するうえで、第1次計画を踏まえ、目指すべき方向と具体的な活動内容を明確化し、組織の強化と事業の継続的な発展により社会福祉法人としての使命と責任を果たすことを目的に策定します。

3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の進捗管理

この計画を着実に進め、かつ実効性のあるものとしていくため、毎年、各専門部会による事業評価を行い、その評価内容を次年度の事業計画に反映させ、改善を図りながら計画の具現化を進めます。また、複数の部署にまたがる課題に適切に対応していくために、組織横断的な体制によるワーキンググループ等を設置し検討していきます。

なお、上越市の施策状況や社会情勢の変化、法令等の改正などを踏まえながら、計画の見直しが必要な場合は、計画期間内でも変更を行います。



第2章 上越市の地域福祉の現状と課題

1 地域福祉をめぐる上越市の現状と課題

(1) 地域福祉をめぐる動向

平成27年4月から、生活困窮者に対する支援体制を創設する生活困窮者自立支援法^{*}が施行されました。また、介護保険制度においては地域課題を住民自身の主体的、自主的な活動等により解決することを期待する新総合事業^{*}への移行が開始されるなど、地域福祉推進に大きな影響をもたらす制度改革が進んでいます。さらに、社会福祉法人制度の見直しが検討され、経営の強化、情報開示の推進、内部留保の明確化と福祉サービスへの投下、地域における公益的な取組を実施する責務など、社会福祉法人としての組織・事業の再構築が求められています。

(2) 上越市の現状と課題

平成17年1月1日、14の市町村が合併し、新しい上越市が誕生してから10年が経過しました。合併当時、約21万人であった人口は、平成26年には約20万人に減少しています。今後も、少子化と高齢化が同時進行すると推計され、人口減少の傾向は避けられない状況にあります。一方、市全体の世帯数は増加していますが、三世帯の世帯は減少し、単身世帯が増加傾向にあります。また、財政面では、歳入・歳出の不均衡により平成28年度以降は厳しい財政状況が予想され、市民生活への影響が懸念されています。

市は、このような「人口減少の進行」「世帯構成の変化」「歳入・歳出の不均衡」の三つの課題を前提条件としつつ、それらの緩和・解消や、その影響の軽減に努め、市民の暮らしを支える様々な行政サービスを安定的・継続的に提供するとともに、さまざまな「まちの力」を育て、それを活かしたまちづくりの取組を進めています。

そうした中で地域福祉の充実・推進に関しては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指して、地域住民の支え合いの体制を整備する取組が始まっています。

生活困窮者自立支援法 生活困窮者に対する支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた法律。
(平成27年4月施行)

新総合事業 要支援者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」からなる事業。(上越市では地域支え合い事業として実施)

1) 将来推計人口等

現在、約20万人の人口は、長期的に減少傾向が続いており、平成32年には約19万人となる見込みです。さらに、10年後の平成37年には約18万2千人に減少すると見込まれています。出生より死亡が上回る自然減少と、転入より転出が上回る社会減少が同時に生じており、人口減少の傾向が続いています。

今後、このまま人口減少が続いていくと、中山間地をはじめとして地域活動の担い手不足や地域そのものの維持が課題となることも想定され、広域的なエリアでの活動を視野に入れた支え合い活動の必要性も高まるものと思われます。

(図1)



【資料：上越市第6次総合計画※（平成27年3月策定）より】

2) 世帯数と世帯構成の推移

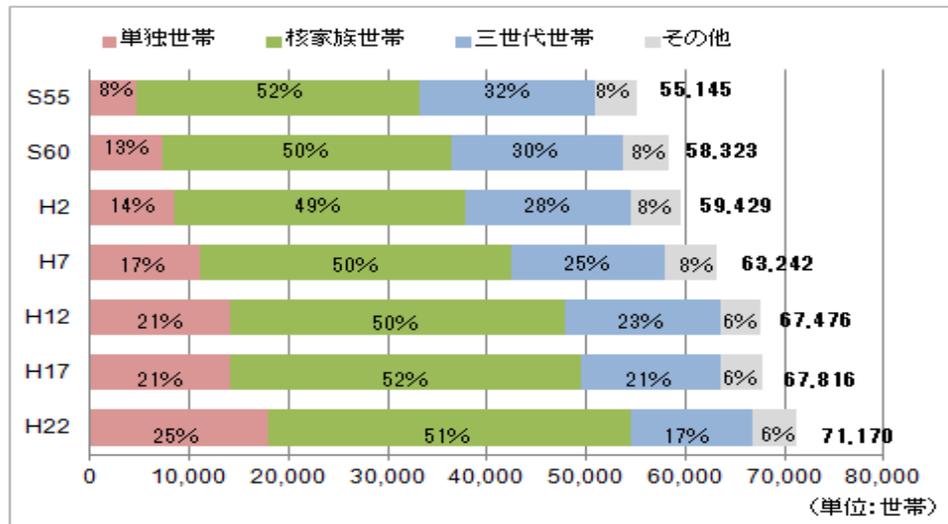
人口が減少する一方で世帯数は増加傾向にあります。世帯構成では、三世代の世帯が減少し、単身世帯が増加しています。今後も単身世帯や核家族世帯の占める割合が増加することが見込まれます。

上越市第6次総合計画 上越市自治基本条例に基づいて策定される、上越市の将来像やそれを実現するための政策を総合的・体系的に示したまちづくりの最上位計画。（計画期間は平成27年度から平成34年度）

人口減少が進む地域では、高齢者のみ、または高齢者の単身世帯が増加し、住宅開発が進む地域では、核家族世帯や若年単身世帯の増加が見込まれます。

このような状況は、地域内や家族間における人間関係の希薄化につながるとともに、高齢者や単身者の孤立化が課題として想定されます。

(図 2)



【資料：上越市第6次総合計画（平成27年3月策定）より】

3) 高齢化の状況

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、平成27年では30.0%ですが、平成32年には32.6%、さらに10年後の平成37年には34.0%と市民の3人に1人を高齢者が占める状況になると推計されます。

高齢者人口は平成32年まで増え続け、その後は徐々に減少しますが、20年後の平成47年における65歳以上の人口は5万9千人程度と推計されており、平成26年の約5万7千人を上回ることから、高齢者の福祉ニーズはさらに増加することが予想されます。

(図 1 参照)

また、要介護認定者の推移をみると、認定者数は増加し続けており、近年は要支援1～要介護3の認定者の割合が増加しているのに対し、要介護4・5の認定者の割合は減少傾向にあります。

(図3)

認定者数（要介護度別）の現状と推計

区 分		要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成12年	人数(人)	637	—	—	1,135	903	641	724	725	4,765
	構成比(%)	13.4	—	—	23.8	19.0	13.4	15.2	15.2	100.0
平成24年	人数(人)	—	1,274	1,783	2,019	2,519	1,865	1,505	1,643	12,608
	構成比(%)	—	10.1	14.1	16.0	20.0	14.8	12.0	13.0	100.0
平成25年	人数(人)	—	1,406	1,843	2,181	2,422	1,898	1,609	1,494	12,853
	構成比(%)	—	10.9	14.3	17.0	18.9	14.8	12.5	11.6	100.0
平成26年	人数(人)	—	1,461	1,962	2,312	2,426	1,945	1,624	1,388	13,118
	構成比(%)	—	11.1	15.0	17.6	18.5	14.8	12.4	10.6	100.0

【資料：第6期介護保険事業計画*（平成27年3月策定）より】

さらに、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯は、ともに増加し続けています。核家族化、少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続き、ますます増加するものと予想されます。

(図4)

高齢者のみ世帯の推移

区 分	合計世帯数（世帯）		対平成7年比（倍）		対前回増加数（世帯）	
	単身者	夫婦	単身者	夫婦	単身者	夫婦
平成7年	5,927		1.00		—	
	2,599	3,328	1.00	1.00	—	—
平成12年	8,006		1.35		2,079	
	3,523	4,483	1.36	1.35	924	1,155
平成17年	9,750		1.65		1,744	
	4,396	5,354	1.70	1.61	873	871
平成22年	11,474		1.94		1,724	
	5,349	6,125	2.06	1.84	953	771

【資料：第7期高齢者福祉計画*（平成27年3月策定）より】

第6期介護保険事業計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために策定する介護保険事業について示した計画。（計画期間は平成27年度から平成29年度）

第7期高齢者福祉計画 老人福祉法に定められている「老人福祉計画」及び介護保険法に定められている「介護保険事業計画」を一体のものとして策定される計画。（計画期間は平成27年度から平成29年度）

4) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳の交付状況では、身体障害者手帳の交付数は殆ど変動ありませんが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付数は年々増加傾向にあります。中でも、精神障害者保健福祉手帳の交付数の増加が大きくなっており、平成26年には3障害の手帳の交付人数は約1万1千人となっています。

(図5)

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	計
平成22年	7,986	1,254	1,147	10,387
平成23年	8,095	1,316	1,215	10,626
平成24年	8,057	1,376	1,334	10,767
平成25年	8,019	1,431	1,434	10,884
平成26年	8,027	1,494	1,544	11,065

【資料：上越市のふくし 2014年（平成26年）版を基に作成】

5) 出生数及び合計特殊出生率*の推移

出生数及び合計特殊出生率は、年ごとに多少の増減はありますが、平成25年の合計特殊出生率は1.68となっており、新潟県（1.44）や全国（1.43）数値を上回っています。

しかし、人口の自然増と自然減の境目である2.07（人口置換水準）を下回っており、今後も人口減少の傾向は続いていく状況にあります。

(図6)

区分 年次	合計特殊出生率 (出生率) (%)			出生数(人)		
	上越市	新潟県	全国	上越市	新潟県	全国
平成21年	1.61 (8.1)	1.37 (7.6)	1.37 (8.5)	1,646	17,948	1,070,035
平成22年	1.58 (8.1)	1.43 (7.7)	1.39 (8.5)	1,651	18,083	1,071,304
平成23年	1.59 (7.9)	1.41 (7.5)	1.39 (8.3)	1,594	17,667	1,050,698
平成24年	1.60 (7.8)	1.43 (7.5)	1.41 (8.2)	1,559	17,476	1,037,231
平成25年	1.68 (8.0)	1.44 (7.4)	1.43 (8.2)	1,591	17,066	1,029,816

【資料：上越市のふくし 2014年（平成26年）版より】

合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。

2 上越市社会福祉協議会を取り巻く状況変化と課題

(1) 社会情勢の変化

1) 地方創生への取組

国の「まち・ひと・しごと創生本部」（地方創生本部）設置とともに、少子高齢化・東京圏への人口集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにより、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、「まち・ひと・しごと創生法*」が施行されました。まち・ひと・しごとの創生に向けては、人々が安心して生活を営めるよう、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務であり、地方の人口減少問題が取りあげられています。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるために、住民主体の地域福祉を充実させていく必要があります。

2) 市民活動の促進

上越市は、第6次総合計画の中で「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を目標に、さまざまな「まちの力」を地域が一丸となって磨き上げ、市民一人ひとりの知恵と力を活かしたまちづくりの推進を掲げています。関係機関や市民・各種団体との連携、市民活動の促進を通じて、市民の誰もが安心して自分らしく暮らせる福祉環境づくりを目指しています。

上越市社協は、これまでと同様、行政や福祉関係団体、町内会、学校、企業などさまざまな組織との連携や協力を図りながら、行政の進める地域福祉施策と連動した取組を進める必要があります。

3) 社会福祉法人の責務

社会福祉法人制度改革に向けた法改正の検討が行われ、社会福祉法人には、自主的な経営基盤の強化及びその提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保による、高い公益性と安定性が求められています。

法改正の動向を見極めながら、上越市社協としても社会福祉法人としての責務を果たすとともに、多様化・個別化する福祉ニーズに応える取組を進める必要があります。

まち・ひと・しごと創生法 まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的にした法律。（平成28年4月施行）

(2) 事業活動及び財政面での変化

1) 住民主体による支え合いの体制づくり

上越市は、介護保険制度改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築に向けて新総合事業（住民主体の支え合い体制づくり）の取組を進めています。

上越市社協は市からの委託を受け、地域における生活支援サービスの充実を目指し、住民主体による支え合いの体制づくりに取り組んできています。

これまでも進めてきている住民主体の地域福祉活動の拡充が、制度的な動きの中でも求められてきていることから、住民参画を進める働きかけや支援体制をさらに強化し、地域における福祉活動の活性化を図るとともに、活動する個人や団体等の連携、協力により、地域福祉を一層充実させていく必要があります。

2) 経営改善の取組

地域福祉推進のための運営費補助金の削減や介護報酬のマイナス改定、介護保険施設の経年劣化に伴う施設維持管理費をはじめとする負担増など、上越市社協の法人運営に及ぼす影響は想定以上に大きいと考えられました。

そのことから、平成25年度に今後5年間の収支見込みを作成し、経営改善のための方向性を検討し、収入増及び経費削減の取組を行ってきています。

(3) 課題

1) 経営管理の強化と経営の透明性の確保

社会福祉法人制度改革の動向等を踏まえ、状況変化に適した対応が求められます。改革の主な内容として、①法人組織の体制強化、②法人運営の透明性の確保、③地域における公益的な活動の推進があります。

また、役員・評議員の権限と義務等について法律上で明記され、さらに内部留保の明確化と余裕財産とみなされる財産は地域への還元が求められるなど、改革に向けて今後示されるガイドライン等を注視しながら対応を検討する必要があります。

2) 事業活動財源の確保

普通（戸別）会費の納入率の向上と賛助・団体会員の拡大及び安定した事業経営による介護報酬等の確保が求められます。

また、地域福祉事業の推進に関しては、行政との連携と役割分担を明確にし、財政負担について理解が得られるよう働きかける必要があります。

3) 住民主体の活動の拡充

地域包括ケアシステムの構築に関し、平成29年度末までに求められている新総合事業の体制整備に向け、地域住民の組織化と活動支援の強化を図る必要があります。

また、地域の中で福祉活動を実践する担い手をこれまで以上に増やしていく取組が求められています。

4) 福祉サービスの質の向上のための人材育成

福祉サービスの質の向上は、地域で安全・安心な暮らしにつながります。そのためには、上越市社協のあるべき姿や進むべき方向性を職員全員で共有することにより、法人としての組織力を高め、職員の連帯意識の強化を図るとともに、研修体系の整備により職員個々の技術とモチベーションの向上を図る必要があります。



第3章 上越市社会福祉協議会の理念と目標

1 基本理念

◆ 共に生き共につくる福祉社会を目指して ◆

～いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を～

少子高齢化の急速な進行と生活様式の変化に伴い、地域における住民相互のつながりが希薄化する中で、上越市社協は自らの使命である「地域福祉の拡充・強化」に向けて、行政や関係団体等と連携して、地域住民の参画により推進していく必要があります。

そして、男性も女性も、若いも若きも、障がいのある人もない人も、地域で暮す全ての人々が「共に生き共につくる」という思いを共有し、いつまでも住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を送ることができるような福祉社会の実現を目指します。

2 基本目標

上越市社協は、介護保険制度が導入される以前から、高齢者のニーズに応じて在宅福祉サービスを先駆的に展開してきましたが、少子高齢化及び人口減少が進行し、地域社会、家族におけるつながりに変化がみられるとともに、深刻かつ複雑化する生活課題が広がってきています。

上越市社協はこれからも「住み慣れた地域で心豊かな健やかで生きがいのある生活を送りたい」という願いの実現のために、地域住民と力を合わせて地域福祉を推進します。

そのため、地域住民から身近に感じられ、住民の声が届き、福祉課題の早期発見ができる「人・場所」であることを目指します。

基本理念の実現に向け、こうした思いを新たにするとともに、今後の上越市社協が取り組む方向として次の3つを基本目標に掲げます。

1 地域に信頼される社協づくり

社会福祉法人としての公益性・安定性の確保に努め、専門性、拠点、ネットワークなど上越市社協の有する特性や資源を活かし地域福祉の推進を図ることで、地域に信頼される上越市社協を目指します。

また、住民のニーズに応えるサービスの安定的・継続的な提供とその福祉サービスの質的向上を図るため、経営基盤の強化と人材育成に努めます。

2 住民主体による地域福祉の推進

誰もが暮らしやすい地域をつくるためには、上越市社協をはじめ、行政や福祉団体、企業等がそれぞれの責務と役割を果たすことに加え、地域住民が望む暮らしやすい地域像を描き、その実現に向かって住民みんなが考え、協力し行動するという地域住民の主体的な取組が求められます。

こうした住民一人ひとりが主役の地域福祉活動を推進するため、上越市社協は地域への働きかけや支援・協働体制をより強化していくとともに、住民から求められる地域福祉事業の取組を進めます。

さらに、行政や関係団体等との連携を強め、相互のつながりによる地域福祉の充実を図ります。

3 利用者本位の福祉サービスの提供

介護・障害福祉サービスの提供にあたっては、常にサービスを利用する人の心情を理解し、思いをくみ取れるように努める必要があります。利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人らしさを大切にする個別的なケアを推進します。

また、地域での生活を支えるためには、さまざまなサービスが連携して総合的に提供されるとともに、地域住民やボランティアなど、幅広い地域住民の参加を得て進めることも重要です。

上越市社協は「誰もが心豊かな健やかで生きがいのある生活を送ること」を目指す観点から、利用者一人ひとりを個人として尊重し、利用者本位、自立支援の考えに基づき、次の3点を上越市社協の介護・障害福祉サービスの主な使命として位置付けます。

- ① 他の社会福祉法人やサービス事業所と連携し、共に福祉サービスの質の向上を目指します。
- ② 中山間地域におけるセーフティーネットとしての機能を維持し、公共性を持って介護・障害福祉ニーズに対応します。
- ③ 社会福祉法人に求められる地域貢献の実践として地域福祉活動を推進します。



第4章 実施方針及び事業計画

計画の推進にあたって

□第1次運営・事業実施計画における取組

上越市社協は基本理念と基本目標に基づいた地域福祉の推進を図るため、住民参加による地域福祉活動と介護保険等サービス事業を一体的・総合的に実施することにより包括的な支援体制の整備を進めるとともに、行政や福祉関係団体、町内会、学校、企業などさまざまな組織との連携や協力に努めながら安全安心な地域づくりを推進してきました。

これまでの第1次計画期間では、地域福祉事業の事業評価を行い事業の見直しを図るとともに、「**支え合いマップづくり***」や「**いきいきサロン活動***」など「住民参加による小地域福祉活動の推進」を強化項目として、住民による支え合いの地域づくりに取り組んできたところです。

介護保険等サービス分野においては、長野県北部地震の被災により使用不可能となった市の介護保険施設（安塚やすらぎ荘）について、地域からの再建の要望に応じて上越市社協として新設を行うほか、地域のニーズに応えた障害福祉サービスの拡充など、地域や住民に望まれる事業の実施に努めてきました。

また、財政面における上越市社協を取り巻く環境は大きく変化しており、安定した法人運営のためには財政基盤の強化が緊急の課題となったことから、財政と組織運営の安定化を図るため、職員の処遇改善も含む新たな人事給与制度の導入と適正な職員配置に取り組んできたところです。

□第2次運営・事業実施計画における主な取組

第2次計画においては、これまでの取組を検証し、重点事業の明確化とともに、状況変化に伴う新たな課題に対応した取組を実施していきます。

具体的には、組織体制の強化・法人運営の透明性の確保・公益的な活動の実施など社会福祉法人制度改革に対応した取組、事業活動の財源確保の取組、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域住民の組織化と活動支援の取組、地域で安心して生活できるための福祉サービスの提供とそのための人材育成の取組に努めます。

特に、地域福祉の推進については、さまざまな地域の課題を地域住民と共有し、住民と力を合わせて課題を解決していく取組に重点を置き、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりに取り組めます。

そして、それらの取組を行うため、法人としてより一層の効率的な事業運営と健全財政を心がけ、安定した法人運営による継続的な事業展開を目指します。

支え合いマップづくり 概ね50世帯を範囲とした身近な地域で、要援護者や住民同士のつながりや関わり方、福祉課題等を地図に書き込み視覚化することで、地域の状況を把握し、住民による支え合い・助け合いを広げていく取組。

いきいきサロン活動 身近な地域で住民が主体となって、気軽に集える居場所をつくっていく活動。

1 地域に信頼される社協づくり

(1) 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制

社会福祉を巡る状況が大きく変化し、福祉ニーズが多様化・複雑化している中、社会福祉法人の意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを充足することにより地域社会に貢献していくことにあります。こうした役割を果たしていくため、社会福祉法人制度改革が検討される中で、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められてきています。

上越市社協はこれまで、組織運営と財政の安定化を図り、事業の継続により福祉サービスの供給確保に取り組んできました。そしてこれからも社会福祉法人としての使命を果たしていくために、社会情勢の変化に対応しながら、各種事業を展開するための基盤強化に取り組めます。

① 経営管理体制の強化

社会福祉法人制度改革において、経営管理体制の強化を目的に、理事、監事、評議員の位置付け・定数・任期・権限・義務・責任の明確化が検討されています。改革の動向を踏まえ、役割や責任の範囲等を明確にし、諸規程の整備とともに管理体制の強化を図ります。また、適正な財務管理を目的に、会計監査人の設置を検討していきます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
役員、評議員の選任区分と定数の見直し検討	制度改革の動向を踏まえ、選任区分・定数の検討	→	(改選期) 検討成果の反映		(改選期)

② 専門部会による事業進捗管理

理事会における専門部会として、重要事項の協議とともに、この計画を着実に進め、かつ実効性のあるものとしていくため、毎年、各専門部会で事業評価を行い、次年度の事業計画に反映させ、改善を図りながら計画の具現化を進めます。また、必要に応じ課題別委員会を設置し、重要事項を協議します。

③ 本所・支所の機能と役割の整理

第1次計画では、本所・支所の機能と体制の見直し、ブロック制導入による効率的・効果的な組織運営の推進を掲げてきましたが、専門部会でのブロック制導入に対する慎重審議の結果では、上越南支所・上越北支所を設置して間もないことや13区における各支所の地域的な繋がりや事業量の違いなどからして、計画に基づく導入は難しいという結論に至り、当面は、支所間の協力・連携を図り、緩やかな形での導入を図っていくこととしました。

これを受け、合併前上越市においては、上越南支所と上越北支所が15地域自治区を活動エリアとし、また13区においては、各支所がそれぞれの区を活動エリアとして、支所間の支所長及び職員の兼務による協力・連携により地域福祉の推進に取り組んできました。

平成27年度の介護保険制度改正に伴う上越市の「新総合事業」が、市内28の地域自治区を単位として実施されることなど、地域福祉を取り巻く環境の変化の中で、住民から求められる地域福祉活動を推進していくには、地域福祉事業と介護保険等サービス事業との一体的・総合的な取組を基本に、より効率的・効果的な組織体制の整備・強化が求められます。

第2次計画では、合併前上越市については15地域自治区の統一性のある地域福祉活動を進めるために、上越南支所・上越北支所のあり方について検討が必要です。

また13区においては、今後マンパワー等の社会資源の不足により単独の支所（区）だけでは、地域を支えるシステムづくりが困難な状況も想定されることから、支所（区）のエリアを超えた複数の支所（区）間における協力・連携体制のもとで地域福祉を推進していくことが必要となります。

このようなことから、「新総合事業」における住民組織等の活動をはじめ住民主体による福祉活動と連携しながら、地域福祉の拠点としての本所・支所の機能と役割を整理し、上越市社協の使命である地域福祉の推進に向けた体制整備を平成30年度までに検討していきます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
本所・支所の機能と役割の整理	本所・支所の機能と役割の整理の検討		→	検討成果の反映	

④ 積極的な情報開示

社会福祉法人には高い公益性と非営利性が求められ、その運営の状況について、国民に対する説明責任を果たす必要があります。社会福祉法人制度改革の動向を踏まえ、事業継続に必要な最低限の財産額を積算することで内部留保の金額を明確にし、ホームページや広報紙等を通じて財務諸表の情報開示を図るとともに、上越市社協が地域において実施する公益的な取組についてのPRに努めます。また、市民への福祉の啓発や情報提供等により、福祉活動への参加につながるよう取り組みます。

⑤ 情報の管理・共有

地域に信頼される組織として、社会規範や倫理・モラルなどを日常的に意識し順守することが必要です。マイナンバー制度*導入に伴い、高い管理能力と体制強化が求められることから、特定個人情報*等を取り扱う担当職員の能力向上のための研修を強化し、特定個人情報保護等のための取組と体制の強化を図ります。また、福祉サービスを的確かつ適切に提供するために、上越市社協の進むべき方向性や現状などさまざまな情報を全職員で共有することが必要です。そのため、職員へスピーディーで効率的な情報周知を図ります。

⑥ 危機管理と災害時対応

福祉サービス利用者の安全の確保、事故防止及びリスクマネジメント*の徹底を図るために、安全衛生委員会の活動を通して安全教育の推進、事故防止の取組を行い、安全安心なサービスの提供と快適な職場環境づくりを推進します。また、災害に対する備えとして、発災時における職員行動基準の点検と訓練を推進します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
発災時の職員行動基準の点検	行動基準、対応マニュアルの見直しと周知		見直しと周知		見直しと周知

(2) 安定した事業継続のための財政運営

① 事業活動財源の確保

安定的な法人運営と効果的な事業活動の展開のためには、財源の確保と健全な財政運営が必要です。財源確保のため、ホームページや広報紙を通じた広報活動並びに新総合事業の取組等における地域活動などを通し、上越市社協事業のPR強化に努め、地域住民の理解を得ることによる会費の納入率の向上推進と安定した事業継続による介護報酬等収入の確保を目指します。

現在、地域福祉事業の推進にあたっては、その財源として介護・障害福祉サービス事業からの還元に頼るところが大きい状況です。しかし、今後介護報酬改定や社会情勢の変化に伴い介護事業の経営状況によっては、地域福祉事業の内容と介護・障害福祉サービスからの還元の方法について見直しを検討する必要があります。地域福祉の推進については、上越市と地域福祉事業の必要性和方向性の共有を図り、財政負担について理解が得られるよう働きかけます。

マイナンバー制度 国内で住民登録をするすべての人に12桁の個人番号を割り振る制度のこと。2016年から国や自治体は社会保障と税、災害対策の3分野での利用を開始。

特定個人情報 個人番号を内容に含む個人情報のこと。

リスクマネジメント リスク(危険)を組織的にマネジメント(管理)し、損失などの回避または低減をはかるプロセス(過程)のこと。

② その他財源の確保

施設の設定・備品等の更新や地域福祉事業推進のために、民間等助成事業の積極的な活用を図り、そのための情報収集に努めます。また、収益確保のための先進的な取組や効果的な資産運用の調査研究を行い、上越市社協で実施可能な取組を検討・実施することで、財源の確保に努めます。

③ 将来のための財源確保

上越市社協は今後も安定した法人運営のため、財政基盤の強化を行い、将来の事業継続のための積立を行うとともに、安心して利用できる地域福祉事業、介護・障害福祉サービス事業の提供を通して、地域福祉の推進を図ります。

それには毎年の**事業活動資金収支***をプラスにし、将来の事業継続のための積立を行うことが求められます。事業活動資金収支がマイナスでは、繰越金を含め積立金を取り崩して単年度の財源を確保していくことになります。その状況では積立金が減少し、今後発生するであろう施設の大規模修繕や器具・備品の入れ替えができなくなる可能性もあり、事業の継続並びに安定したサービスの提供ができなくなることも懸念されます。事業や施設を継続し、地域に望まれる福祉サービスを提供していくために、将来の事業継続に必要な資金の積立を行うことで健全な財政運営の確立を目指します。

(3) 安全・安心なサービス提供を継続するための人材育成

① 人事・労務管理の改善

組織が継続的に成長・発展していくには、人材確保・育成が重要な課題となることから、年齢構成のバランスや本所・支所の機能と役割の整理等、今後の事業展開を見据えての雇用計画を策定します。また、職員の意欲の向上・維持につながるよう、社会情勢の変化や上越市社協の財政状況に注視しながら人事給与制度や業務評価制度などの見直しを検討するとともに、安全衛生の取組により職場の環境整備を進め、安全・安心な職場づくりに努めます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
職員雇用計画の策定	計画の策定・実施		見直しと実施		見直しと実施

事業活動資金収支 社会福祉法人会計における資金収支計算上の事業活動（法人の経常的な事業活動）による収支（収入及び支出）のこと。一般企業における営業利益と同じ。

② 職員研修の実施・強化

上越市社協職員として、法人の進むべき方向性を共有するとともに、個人の能力・資質向上と意欲の向上を図ることにより、組織力を高め、サービスの質の向上に努めます。そのため、研修体系を整備し、研修の強化を図ります。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
資質向上のための職員研修の実施・強化	研修体系の整備・実施	継続実施			

2 住民主体による地域福祉の推進

(1) 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

地域福祉の推進のためには、行政や社会福祉協議会、民間福祉法人等による福祉サービスの提供等に加え、地域の「主人公」である住民誰もが地域の問題に気づき、そのことを自分たちの問題として捉え、自ら解決していこうという意識を深めることが重要です。「気づき」から行動に移すことが、具体的な活動へとつながります。

そのため、上越市社協は、地域住民と共に住民主体の豊かな地域福祉づくりの土壌整備を進めていきます。

① 全世代を対象とした福祉教育の推進

誰もが地域社会の一員として尊重され、自分らしく幸せに暮らし続けることができるよう、一人ひとりが「共に生きる」心を育むとともに地域の福祉課題を共有し、より具体的な福祉活動や取組につながる土壌づくりとして、学校等を中心とした福祉教育や地域を基盤とした福祉教育など、全世代を対象とした取組を強化、拡充していきます。

また、関係機関等と福祉教育プログラムの開発や実施方策等について協議する場をつくり、分野や対象者に合せた効果性の高い事業展開となるよう、取組を進めていきます。

<福祉教育>

▼町内会住民を対象とした
高齢者疑似体験及び車いす体験



▲上越市立浦川原中学校における車いす体験

[福祉教育推進事業]

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
教育関係者、ボランティア等が参画し、福祉教育プログラムや効果的な実施の方策等を協議する場の設置	設置に向けての調査・研究	試行的な実施	「協議の場」の設置による福祉教育推進の検討・協議及び検証		
幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学における福祉教育の実施	保育士・教職員との協働による継続性のある福祉教育の実施	事業内容、効果の検証及び改善	「協議の場」での検討結果及び検証・改善に基づく福祉教育の実施		
地域住民に対する福祉教育の実施	地域懇談会、支え合いマップ等での地域実態把握からの実施、プログラムの検討	関連事業と併せた住民向け福祉教育プログラムの実施			

② 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

地域におけるさまざまな福祉課題の解決を図る活動を進めていくためには、その担い手の発掘や養成・育成が必要です。

人口減少が進む中山間地では、地域外からの担い手による活動支援が必要となってくることも踏まえ、ボランティア活動へのきっかけをつくり活動者を増やしていくための「ボランティア養成」と、既にボランティア活動を実践されている方々がより充実した取組となるようフォローアップしていく「ボランティア育成」に関わる全体計画を策定し、上越市全域で自主的な活動が活発化するよう取り組みます。

この全体計画に基づき地域ごとに講座や研修会等を実施し、担い手の拡大を目指すとともに、仲間づくりを進め、地域の中で福祉活動が継続性のあるものとなるよう、支援体制を強化していきます。

[ボランティアセンター事業]

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ボランティア養成講座	ボランティア養成計画の策定	計画に基づくボランティア養成の実施	実施内容、効果の検証及び改善		
ボランティア育成研修会	ボランティア育成計画の策定	計画に基づくボランティア育成研修の実施	実施内容、効果の検証及び改善		

(2) 支え合いの活動が広がる地域

地域住民が、福祉に関心を持ち、意識を深めることで、住民相互の支え合いや助け合いなどの活動が地域の中に広まり、そこから組織化が進みさまざまな実施主体ができ、多様な活動形態が生まれることにより、地域福祉の充実につながることを期待されます。

上越市社協は、一層地域との関わりを強め、これまで培ってきた人的資源や専門性などの活用により、住民がお互いを思いやり、つながりを持って支え合う取組を支援していくとともに、地域の生活課題の把握に努め、ニーズに対応する事業展開を進めることで、地域と一体となった福祉の推進を図ります。

① 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

支え合いの活動を広げるためには、地域で活動している個人や団体等が個別に活動するのではなく、共に地域の福祉課題を考え、互いの特長を活かすとともに、役割を果たしながら協力し、横のつながりを持って取り組む体制づくりが求められます。

そのため、身近な地域で細やかな福祉活動を実践していく「**住民福祉会***」設置の取組について地域の理解を深め、全市での普及を目指します。

また、その活動が継続的に行われるよう、運営に関わる多面的な支援をしていくとともに連携を強化し、地域の福祉力を高めていきます。

【住民福祉会設置事業】

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住民福祉会の設置	地域との個別協議、実施要綱等の作成	モデル地区での「住民福祉会」の設置	モデル地区における「住民福祉会」の取り組みの検証 モデル地区以外への働きかけ	「住民福祉会」の普及（活動リーダーの育成）	→

② 圏域に応じた小地域活動の推進

小地域活動の範囲は、「向こう三軒両隣」から校区、地域自治区などさまざま、ご近所圏域では、顔の見える関係性の中できめ細かな支え合い活動が進められる一方、福祉活動の担い手を確保していくには、より広い範囲での取組や団体等の連携による対応が必要となります。

このように小地域での活動は、その内容により圏域を重層的に捉えていく必要があるとともに、福祉課題に応じて地域を捉え、それぞれに適した取組を推進していくことが大切です。

上越市社協の重点事業である「支え合いマップづくり」により、ご近所圏域での課題把握や顔の見える関係性づくりを進めながら、少し広げた圏域での居場所・交流の場として「いきいきサロン」を地域の実情に合わせて設置するなど、圏域に応じた小地域活動への取組を強化し、福祉の向上を図ります。

住民福祉会 上越市社協が設置を進める、住民主体による支え合い・助け合い等の福祉活動を推進するための組織。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
[ふれあいいきいきサロン事業] 新規サロンの立ち上げ	地域の実情を把握し、必要に応じてサロンの設置がない空白地区での立上げ				
[ふれあい支え合いマップづくり事業] ふれあい支え合いマップづくりの実施	全地区への働きかけ及び実施		課題等の解決に向けた地域づくり		

<ふれあいいきいきサロン事業>



▲一般家屋を会場にした
稲田のふれあいいきいきサロン

<ふれあい支え合いマップづくり事業>



▲高齢者の見守り活動へ広がった
諏訪地区でのマップ作り

(3) 誰もが安心して暮らせる地域

地域の生活課題は、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化の進行に加え個人の価値観や意識の変化等により多様化、複雑化してきています。

こうした状況の中で安心して暮らし続けていくためには、誰でも相談できる環境づくりが求められるとともに、その解決を図るため、公的なサービスに加え地域の多様な福祉活動や関係機関・団体・専門職等との協働による総体的な取組が必要です。

そのため、上越市社協は平時から安心して暮らせる仕組みづくりを進めながら、災害発生時においても地域住民ができるだけ早期に「安心した生活」を取り戻すことができるよう、行政、関係団体等との協働により「災害ボランティアセンター」を効果的、効率的に運営し、地域住民に寄り添いながら生活上の課題や問題把握に努め、その解決を図る役割を担っていきます。

① 権利擁護支援の強化

高齢化や核家族化の進行による単身認知症高齢者の増加や親族の高齢化等による家族力の低下が見られる中、判断能力の不十分な認知症高齢者や障がいのある方の権利を守り、日常生活の自立を支援していく権利擁護支援は必要性が増してきており、市民の権利擁護意識も高まってきています。

また、**成年後見制度***においては、利用促進に向けた法改正も進められていく状況にあります。

このように権利擁護支援が求められる中、上越市社協は、**日常生活自立支援事業***と**法人後見事業***を一体的に展開し、関係機関や専門家等との連携を強化していくとともに、市民参画を進め、地域の福祉活動を通じた対象者の早期発見から支援に関わる協働の体制づくりなど、社会福祉協議会の専門性を活かした取組を進め、支援体制の充実を図ります。

さらに、いじめや不登校に苦しむ子どもたちの学ぶ権利を守るため「やすづか学園」を継続的に運営し、豊かな自然や地域住民との温かい関わりの中で自信を持って生き生き学び、自立した社会生活が送れるよう支援していきます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
【日常生活自立支援事業】 日常生活自立支援事業の実施	・利用対象者の精査 ・法人後見事業との一体的取り組みの推進	基幹型から市町村型への移行準備	基幹型から市町村型への移行		
【法人後見事業】 法人後見事業の実施	受任件数30件を目途に家裁からの依頼に対応	行政と協議のうち、継続的な業務実施に向けた方向性の決定及び実施体制の整備			
【権利擁護推進事業】 成年後見制度相談の実施	権利擁護・生活支援係での相談対応及び専門家との協働による定期的な相談窓口の開催(年3回実施)	相談状況等を踏まえ、上越市における権利擁護支援(権利擁護センターの設置及び市民による後見支援等)について、行政との協議	行政との協議に基づく実施体制の検討		

成年後見制度 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の社会生活を支援する人(後見人)を家庭裁判所で定めて、日常生活を支援する制度。

日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

法人後見事業 法人が成年後見人等に就任し、成年後見制度に基づいた支援を行う事業。

② 総合相談体制の構築

身近で気軽に相談できる環境をつくり、継続的な相談支援体制をつくることにより、問題を深刻化させずに解決へ導くことが可能となります。

そのため、上越市社協職員が住民のさまざまな相談を受け止め、単独で解決できない問題については関係機関等へつなぎ、ネットワークによる支援を進めるとともに、専門的な相談を受けられる機会をつくり、早期解決が図られるよう相談支援の体制づくりを進めています。

③ 災害支援体制の強化

昨今、地震や風水害、雪害に加え火山噴火などの自然災害や、危険度が高く影響が長期化する原子力災害など、発生する災害の状況は多様であり、上越市においても災害発生時の支援体制の強化が求められています。

災害が発生した場合、社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター※」を設置し運営することが多く、上越市においては上越市社協が主体となって進めることが上越市地域防災計画にも明記されていることから、発災時に迅速な支援活動が行えるよう、平時より行政や関係機関との「災害ボランティア連携推進会議」を定期的、継続的に開催し、協働体制の強化を図ります。

また、地域での支え合い・助け合いの力（互助力）の低下により被害が大きくなるという懸念もあるため、小地域福祉活動を推進することで日頃からの住民相互の関係性を強化していきます。

<災害ボランティア>



▲上越市からの災害ボランティアバスによる岩手県陸前高田市での活動

▼上越市社協職員及び関係機関を対象とした災害ボランティアセンター設置訓練



災害ボランティアセンター 主に災害発生時に設置されるボランティア活動を円滑・効率的に推進するための拠点。

④ 関係者・団体への支援及び協働体制の構築

地域福祉の推進を目的として主体的に活動している関係者や団体等が、自立して継続性のある運営ができるよう、事務局移管に関する補完的な支援を進めるとともに、協働体制により地域における福祉活動の更なる充実を目指します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
[上越ワーキングネットワーク支援事業] 上越ワーキングネットワーク※への支援	自立運営に向けての協議（事務局の移管）	→	協議結果を受けての支援の実施	→	→
[団体事務事業] 団体事務事業の実施	事務局業務の移管に向けての協議	→	協議結果を受けての支援の実施	→	→

3 利用者本位の福祉サービスの提供

(1) 多様な福祉課題・生活課題に対応する連携の強化

制度によるサービスだけでは解決できない多様な福祉課題や生活課題に対応するために、上越市社協内の部門間の連携を強化します。介護・障害福祉サービス事業の人材や情報等の資源を活用し、地域福祉活動との連携による課題解決に向けた支援体制を強化するとともに、介護・障害事業所職員、福祉活動専門員の連携による個別支援と地域資源に関する情報共有の推進を図り、個別支援体制を強化します。

連携の強化は、上越市社協組織内にとどまらず、関係機関や他法人との連携によるネットワーク強化を図り、地域全体で地域福祉課題の解決に取り組んでいきます。

① 連携、協働による福祉サービスのネットワーク強化

関係機関や他法人との連携により、地域で生活することを支える福祉サービスの質の向上を図ります。地域資源をつなぐ社会福祉協議会の役割を明確にし、関係機関や他法人とも協働して地域福祉活動に取り組むことにより、社会福祉法人の地域貢献を推進し地域福祉の充実を図ります。

また、住民主体の地域福祉活動との連携、協働に介護の専門職も積極的に取り組むとともに、地域福祉を推進する住民組織の支援や、地域課題の解決に向けたケア会議、協議体会議、小地域福祉活動、福祉教育活動等に積極的に協力します。

上越ワーキングネットワーク 上越市内外の障害福祉施設が共同受注・共同販売の効率化、施設サービスの向上等を図るために組織化した任意団体。（平成22年4月1日設立。平成28年4月1日現在15事業所が加入）

② 情報共有の仕組みの工夫

上越市社協内の部門間の連携強化に必要な情報共有を図るため、情報を共有する会議の定期開催やインターネットによる法人内情報共有システムを活用し、地域課題の早期発見、解決に向けた取組が迅速に行われる仕組みを構築します。また部門を横断しての課題解決に向けた検討会の実施やワーキングチームの設置、活動の強化を進めます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
情報共有の強化	部門を横断して情報共有する会議の実施	効果の検証及び改善 継続実施			→

(2) 日常生活圏域における地域福祉型サービスの展開

地域には、乳幼児から高齢者まで年齢も生活スタイルも異なるさまざまな人々が生活していることから、それぞれの事情により日常の生活に暮らしづらさが生じることは、特別なことではありません。ご近所のつながりの中でその人らしい生活を継続するために、利用しやすく柔軟な対応が可能な地域福祉型サービス*の展開を検討していきます。また、将来の地域づくりにつながる子どもたちや子育て世代への支援も重要になることから、乳幼児も障がいのある人も高齢者も集える場を目指す共生型サービス*の実施を検討します。

① 日常生活圏域の地域福祉・生活支援の拠点づくり

地域で生活する住民が身近に感じ、利用しやすい地域福祉の拠点づくりを推進します。また地域福祉型サービスが活用されるには、身近に福祉の相談窓口があるということが重要です。地域にある空き施設、既存施設を社会資源として活用できる可能性があります。そのようなことから、住民主体の地域福祉活動と専門職によるサービスが連携した拠点づくりを推進していくとともに、上越市社協の介護事業所も地域の資源として活用していけるよう検討していきます。

地域福祉型サービス 地域における利用者のその人らしい生き方・生活を尊重することを目指し、「人間関係」「役割」づくりを重視しているサービス。住民参加型など「地域社会とつながる運営」を基本とした活動。

共生型サービス 乳幼児から高齢者、障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、身近な場所で地域住民も参加する地域に根ざした支え合いを行う拠点サービス。

② 地域に開かれた福祉活動の推進

日常生活圏域での実施が望ましい介護予防活動や介護者の集い、介護教室など、地域住民やボランティアが気軽に参加できる活動を推進します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域に開かれた地域福祉活動の推進	介護予防教室等を各事業所で計画実施 実施状況の把握・確認	効果の検証及び改善 継続実施			

③ 地域包括ケアシステム構築への協力

日本社会の構造的な変化や多様化するニーズへの対応を可能とするため、医療と介護の一体的な展開、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進が求められています。地域の実情に応じた地域生活支援の仕組みづくりに向けて、住民主体の助け合い活動や、生活支援サービスの担い手養成や、生活支援コーディネーターの支援等に協力します。そして、地域住民と共に、支え合いによる地域づくりを進めます。

(3) 介護の重度化、困難事例への対応の強化と福祉サービスの質の向上

医療・介護の一体的な改革により「入院・入所から在宅へ」、「医療から介護へ」という考え方が強まってきていることから、できる限り在宅での生活を継続するための支援体制強化が重要となります。

また、家族形態の変化により、老老介護*や認認介護*、他にも家族内に介護者自身の病気や障がい、失業といった複合的な課題を抱えた多問題家族や社会的孤立といった困難ケースが増加する傾向にあります。そのため、これらの諸問題に対応できる総合的な問題解決力の向上が必要です。

① 福祉サービスの専門性の向上

介護・障害福祉サービス事業においても、在宅で要介護度の高い人を支えるための専門性の確保、医療との連携、在宅での看取りへの対応等は、今後特に求められる課題です。

サービスを担う職員が、確かな知識、技術によるサービス提供を実現するため国家資格等の取得を推進します。研修体制の充実、キャリアパス制度*の整備を進めることで介護・障害福祉サービスの専門性向上に努めます。

また、今後ニーズの増大が見込まれ、対応が求められる認知症の方への専門的な支援を強化するため、事業所ごとに担当職員の認知症介護実践研修等の受講を進めます。

老老介護 高齢者が高齢者の介護をしている状況のこと。

認認介護 認知症の高齢者を介護する介護者自身が認知症を患っている状況のこと。

キャリアパス制度 人材育成制度の中で職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を定めること。

介護の重度化への対応のみならず、理学療法士、作業療法士、保健師、栄養士等の専門性を活かし、地域における介護予防活動の推進にも協力していきます。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
サービスの専門性の向上と活用	キャリアパス制度の整備、構築		効果の検証及び改善 継続実施		

② 医療との連携

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護といった在宅介護サービスの専門性を高めるとともに、地域の医療機関、訪問看護と連携を図り、看取りまで見据えた在宅介護の推進を図ります。

サービスを必要とする本人を中心とした関係機関のネットワークづくりを推進するとともに、サービスを利用される方の個別ニーズと地域のニーズを踏まえ、夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護・看護といった24時間対応、複合型サービスへの参入の検討を進め、安心して生活することのできる地域づくりに努めます。

③ 総合的な問題解決力の向上

これまでも、社会福祉協議会の公益的な役割として、複合的な課題を抱えた困難事例への支援を引き受けてきています。今後も地域を基盤としたソーシャルワーク*の展開と合わせて対応を強化していく必要があります。

障がいのある子どもから大人までを対象とする相談支援部門や、居宅介護支援事業所、障害福祉サービスの事業所といった専門職間の連携を推進し、職域を超えた事例検討会等を通じて問題解決力を高めます。また、生活全体の維持、管理に課題を抱えるケースに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等とも連携した総合的な支援の提供を目指します。

④ 事業評価制度の導入

地域の信頼と社会的責任に応える社会福祉法人として法令を順守し、サービス管理やリスク管理等の見直しを計画的に実施し、業務改善に努めます。

福祉サービスの第三者評価制度*の受審と併せて、事業の自己評価を計画的に実施することで事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図ります。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業評価制度の導入	福祉サービス第三者評価1事業所受審	評価に基づく改善の実施	事業種別ごとに1事業所ずつ実施		

ソーシャルワーク 社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

福祉サービスの第三者評価制度 福祉サービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から評価する仕組みのこと。

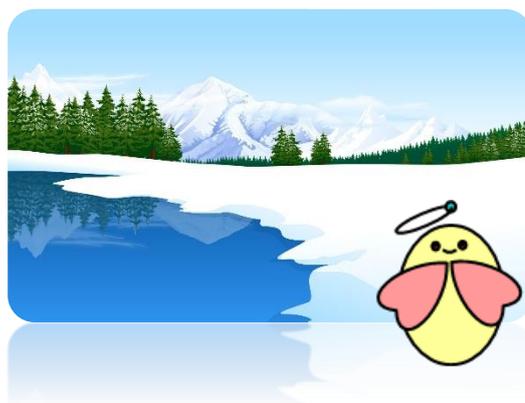
(4) 持続可能な在宅福祉サービスの提供と経営強化

① 経営管理体制の強化

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい。」という願いの実現のために介護・障害福祉サービスの提供を継続します。そのために、これまで取り組んできた経営情報の把握、分析を計画的に実施し、経営管理体制の強化を図ります。経営の質を高めるとともに、サービスの質の向上を図り、安心して選んでいただける介護・障害福祉サービスを目指します。

② 人材確保、育成、定着の取組を推進

健全な経営のために重要となる人材の確保、育成、定着の取組を進めます。職階別、専門領域別、テーマ別研修を実施し、個々の職員の資質向上を図るとともに、質の高いサービスを提供できるチームの構築、働きがいのある福祉の職場を目指します。また、法人内部講師を育成しながら教育体制の安定を図ります。



上越市社会福祉協議会運営・事業実施計画体系図



項目別・事業別年次計画一覧表

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分						
中区分又は個別事業名						
小区分又は個別事業名						
1-(1) 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制						
① 経営管理体制の強化						
1	役員・評議員の位置付け・権限・義務・責任の明確化	社会福祉法人制度改革の動向（理事・監事・評議員の位置付け・権限・責任など）を踏まえ、役割や責任の範囲等を明確にし、管理体制の強化を図る。必要により定款・諸規程の変更を行う。				
2	役員、評議員の選任区分と定数の見直し検討	制度改革の動向を踏まえ、選任区分・定数の検討		(改選期) 検討成果の反映		(改選期)
3	会計監査人による財務監査の導入	制度改革の動向（一定規模以上の法人に対し、会計監査人の設置を義務化）を踏まえ、会計監査人の設置を検討する。				
② 専門部会による事業進捗管理						
1	総務、地域福祉、介護サービスの3部会による事業進捗管理	重要事項の協議とともに、事業評価を行い、次年度の事業計画に反映する。				
2	地域福祉推進委員会の役割と今後のあり方の検討	住民福祉会との関連から、今後の役割とあり方を検討していく。				
3	課題別委員会の設置	必要に応じ課題別委員会を設置し、重要事項を協議する。				
③ 本所・支所の機能と役割の整理						
1	本所・支所の機能と役割の整理	本所・支所の機能と役割の整理の検討			検討成果の反映	
④ 積極的な情報開示						
1	内部留保の明確化	制度改革の動向を踏まえ、積立金の整理と内部留保の明確化を図る。				
2	財務諸表の情報開示	制度改革の動向を踏まえ、正確な財務諸表の作成とインターネットを活用した情報開示を行う。				
3	統一広報の発行及び体系的な広報・啓発の実施	広報委員会による「社協だより」の内容強化及びホームページ、SNS等の媒体を活用した広報やパワーポイント、映像の広報ツール作成の検討	広報委員会での検討に基づくホームページ、SNS等の活用や広報ツールによる効果的なPR、情報発信の実施	情報発信方法の検証	体系的な広報・啓発体制の確立・実施	
4	各支所での「お知らせ版」の発行	効果性を考慮したうえで「お知らせ版」の発行	体系的な広報・啓発を踏まえた「お知らせ版」の検討、発行		体系的な広報・啓発体制に基づく実施	
⑤ 情報の管理・共有						
1	情報管理体制の強化と徹底	マイナンバー制度導入に伴い、高い管理能力と体制が求められる。特定個人情報等を扱う担当職員の能力向上のため、内部及び外部研修を活用し、特定個人情報保護等のための取組と体制の強化を図る。				
2	効果的な情報提供と共有	上越市社協の進むべき方向性や現状について全職員で共有するために、職員へスピーディーで効果的な情報周知を図る。				

実施方針					
大区分		28年度	29年度	30年度	31年度
中区分又は個別事業名					
小区分又は個別事業名					

⑥ 危機管理と災害時対応					
1	サービス利用者の安全確保、事故防止及び事故対応などリスクマネジメント	安全衛生委員会の活動並びに衛生推進者の活動を通し、安全教育の推進、事故防止の取組を行い、安全・安心なサービスの提供と快適な職場環境づくりを推進する。			
2	発災時の職員行動基準の点検	行動基準、対応マニュアルの見直しと周知		見直しと周知	見直しと周知

1-(2) 安定した事業継続のための財政運営

① 事業活動財源の確保					
1	会費収入の確保	社協事業が地域住民に理解され、活動に賛同いただけるよう、実施事業の重点化と必要性についてのPRに努めるとともに、団体会員については、地域福祉への協力団体として社協だよりへの掲載などを検討し、地域貢献活動の一環としての意識の醸成を図る。			
2	介護報酬等収入の確保	安定した介護保険事業の事業継続による収入の確保を図る。			
3	補助金・委託金の確保	地域福祉の推進にあたり、市と地域福祉事業の必要性と推進の方向性の共有を図り、財政負担について理解が得られるよう働きかける。			
② その他財源の確保					
1	民間等助成事業の活用	施設の設備・備品等の更新や地域福祉事業推進のために、民間等助成事業の調査研究と活用を図る。			
2	その他収益の確保	他市町村社協等における収益確保のための取組の調査研究を行い、上越市社協で実施可能な取組を検討していく。			
3	効果的な資産運用	より効果的な資産運用の調査研究を行い、更なる運用益の確保を図る。			
③ 将来のための財源確保					
1	将来の事業継続に必要な資金の積立	将来の事業継続に必要な資金の確保を目的とした、当期減価償却相当分の積立を行う。			

1-(3) 安全・安心なサービス提供を継続するための人材育成

① 人事・労務管理の改善					
1	職員雇用計画の策定	計画の策定・実施		見直しと実施	見直しと実施
2	職員処遇・労働条件の検討	職員の確保と人材育成の観点から社会情勢の変化に注視しながら、職員のモチベーションの向上・維持につながるよう必要な見直しを検討する。			
3	職員の健康管理、労災事故・交通事故の撲滅	安全衛生委員会活動による健康保持増進や安全教育の取組による職場の環境整備を図る。			
② 職員研修の実施・強化					
1	資質向上のための職員研修の実施・強化	研修体系の整備・実施	継続実施		

2-(1) 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

① 全世代を対象とした福祉教育の推進					
1 福祉教育推進事業					
1)	教育関係者、ボランティア等が参画し、福祉教育プログラムや効果的な実施の方策等を協議する場の設置	設置に向けての調査・研究	試行的な実施	「協議の場」の設置による福祉教育推進の検討・協議及び検証	

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
	2) 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学における福祉教育の実施	保育士、教職員との協働による継続性のある福祉教育の実施	事業内容、効果の検証及び改善	「協議の場」での検討結果及び検証・改善に基づく福祉教育の実施		→
	3) 企業、団体等に対する福祉教育の実施	ニーズ調査、実態調査の実施	試行的な実施		→ 全市的な実施	→
	4) 地域住民に対する福祉教育の実施	地域懇談会、支え合いマップ等での地域実態把握からの実施、プログラムの検討	関連事業と併せた住民向け福祉教育プログラムの実施			→
2 福祉大会・まつり事業						
	1) 上越市社会福祉大会の実施	実行委員会の設置による実施		各区での福祉まつり等の動向を踏まえた方向性の検討	検討結果に基づく方向性の決定及び実施	→
	2) 各区での福祉まつり等の実施	実行委員会を設置しての実施	効果性、効率性の検証(各区での実施の有無や合同開催も含めての検討)	検証結果を踏まえた方向性の検討	方向性の決定及び実施	→
② 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援						
1 ボランティアセンター事業						
	1) ボランティアセンターの体制整備と啓発強化	行政も交え、中間支援組織との役割の明確化と協働体制の構築に向けた協議	新たに構築された体制での実施			→
	2) ボランティア養成講座	ボランティア養成計画の策定	計画に基づくボランティア養成の実施	実施内容、効果の検証及び改善		→
	3) ボランティア育成研修会	ボランティア育成計画の策定	計画に基づくボランティア育成研修の実施	実施内容、効果の検証及び改善		→
2 ほっと安心生活サポーター事業						
	1) ほっと安心生活サポーター事業の実施	・新たな事業実施要綱に基づく実施 ・提供会員増に向けた説明会や講座等の実施	事業内容の検証及び新総合事業「訪問型B」との関連性の整理	検証に基づく改善及び新総合事業「訪問型B」との関連性の整理による実施		→
2-(2) 支え合いの活動が広がる地域						
① 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援						
1 住民福祉会設置事業						
	1) 住民福祉会の設置	地域との個別協議実施要綱等の作成	モデル地区での「住民福祉会」の設置	・モデル地区における「住民福祉会」の取り組みの検証 ・モデル地区以外への働きかけ	「住民福祉会」の普及(活動リーダーの育成)	→

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
② 圏域に応じた小地域活動の推進						
1 地域懇談会事業						
1) 住民懇談会の実施	・事業実施要綱の策定 ・効果的な内容、手法の検討	事業実施要綱に基づく実施	他事業との関連性の整理、検討	検討結果に基づく実施		
2 ふれあいいきいきサロン事業						
1) 地域で「集える場」を広げていくための調査・研究	新総合事業「通いの場」との関連性の検討・整理及び行政との協議	検討結果及び行政との協議に基づく実施				
2) 新規サロンの立ち上げ	地域の実情を把握し、必要性に応じてサロンの設置がない空白地区で立上げる。					
3) 継続したサロン運営への支援	・継続的なサロン運営に向けた各サロンの実態把握 ・サロン同士の交流会や担い手の交流、研修会等の実施 ・マンパワーの発掘・養成等の活動支援	サロンの実態把握に基づく支援体制の検討及び支援		各サロンの実態把握	サロンの実態把握に基づく支援体制の検討及び支援	
3 ふれあい支え合いマップづくり事業						
1) ふれあい支え合いマップづくりの実施	全地区への働きかけ及び実施		課題等の解決に向けた地域づくり			
4 調査研究事業						
1) 調査研究の実施	事業実施の有無を含めた全体的な検討		検討結果を受けての実施			
2-(3) 誰もが安心して暮らせる地域						
① 権利擁護支援の強化						
1 日常生活自立支援事業						
1) 日常生活自立支援事業の実施	・利用対象者の精査 ・法人後見事業との一体的取り組みの推進	基幹型から市町村型への移行準備	基幹型から市町村型への移行			
2 法人後見事業						
1) 法人後見事業の実施	受任件数30件を目途に家裁からの依頼に対応	行政と協議のうえ、継続的な業務実施に向けた方向性の決定及び実施体制の整備				
2) 関係機関との協働体制の構築	勉強会等を通じ、関係機関等との連携を強化する。					

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分						
中区分又は個別事業名						
小区分又は個別事業名						
3 権利擁護推進事業						
1)	講演会、研修会、出前講座の実施	・団体等からの依頼による出前講座の実施 ・権利擁護に関するミニ講座を年3回実施	実施内容の検証及び改善			→
2)	成年後見制度相談の実施	権利擁護・生活支援係での相談対応及び専門家との協働による定期的な相談窓口の開催(年3回実施)	相談状況等を踏まえ、上越市における権利擁護支援(権利擁護センターの設置及び市民による後見支援等)について、行政との協議	行政との協議に基づく実施体制の検討		→
4 不登校児の短期自立支援事業						
1)	やすづか学園	行政からの財政支援により「やすづか学園」を継続的に運営し、不登校の子どもたちの学ぶ権利を守り、自立した社会生活が送れるよう支援する。				
② 総合相談体制の構築						
1 心配ごと相談事業						
1)	心配ごと相談の実施	職員対応により実施する。相談対応力向上のための研修会へ参加する。				
2)	専門相談の実施	求められる専門相談の調査・検討	検討内容に基づく専門相談の実施	→	求められる専門相談の調査・検討	検討内容に基づく専門相談の実施
2 生活福祉資金貸付事業						
1)	生活福祉資金貸付事業の適正実施	新潟県社会福祉協議会の受託により適正に実施する。(償還指導の強化)				
2)	他機関との連携体制の構築	他機関との連携体制を強化する。(主に自立相談支援機関)				
③ 災害支援体制の強化						
1 災害対策事業						
1)	災害ボランティア連携推進会議の実施	災害ボランティア連携推進会議を実施する。				
2)	災害時の支援に向けたマンパワーの確保	災害ボランティア登録制度の確立	・上越、妙高市民の災害ボランティア登録者数50人 ・災害ボランティア登録者スキルアップ研修の実施	上越、妙高市民の災害ボランティア登録者総数100人		→
3)	市外への災害応援派遣の実施	新潟県社会福祉協議会等からの要請に基づいて対応する。				
④ 関係者・団体への支援及び協働体制の構築						
1 上越ワーキングネットワーク支援事業						
1)	上越ワーキングネットワークへの支援	自立運営に向けての協議(事務局の移管)	→	協議結果を受けての支援の実施		→

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分	中区分又は個別事業名					
	小区分又は個別事業名					
2 団体事務事業						
	1) 団体事務事業の実施	事務局業務の移管に向けての協議		協議結果を受けての支援の実施		
3 福祉の店「パレット」事業						
	1) 福祉の店「パレット」の運営	売上増に向けた運営内容の検討・実施	春日山荘の事業動向に伴う店舗運営の検討			
3-(1) 多様な福祉課題・生活課題に対応する連携の強化						
① 連携、協働による福祉サービスのネットワーク強化						
	1 関係機関や他法人との連携、協働	地域福祉に関する情報共有の推進	効果の検証及び改善 継続実施			
	2 地域課題の解決に向けたケア会議、協議体会議、小地域福祉活動等への協力	・地域課題の解決に向けた会議等への積極的参加による役割の確認 ・参加状況の把握、確認	効果の検証及び改善 継続実施			
② 情報共有の仕組みの工夫						
	1 情報共有の強化	部門を横断して情報共有する会議の実施	効果の検証及び改善 継続実施			
	2 情報共有システムの活用	ウェブ(パソコン画面上)会議の検討およびネットワークを活用した文書回覧等の実施	効果の検証及び改善 継続実施			
	3 部門を横断しての課題解決に向けた検討会の実施・ワーキングチームの設置	ワーキングチームの設置の検討	ワーキングチームの設置	効果の検証及び改善 継続実施		
3-(2) 日常生活圏域における地域福祉型サービスの展開						
① 日常生活圏域の地域福祉・生活支援の拠点づくり						
	1 乳幼児、障がいのある人、高齢者が利用できる新しい形(共生型等)のサービスの実施に向けた検討、準備	共生型等のサービスの開設に向けた検討、実施	検証及び改善 継続実施			
	2 地域にある空き施設、既存施設を社会資源として活用検討	社会資源としての活用検討、実施	効果の検証及び改善 継続実施			
② 地域に開かれた福祉活動の推進						
	1 地域に開かれた地域福祉活動の推進	介護予防教室等を各事業所で計画実施 実施状況の把握・確認	効果の検証及び改善 継続実施			

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分	中区分又は個別事業名					
小区分又は個別事業名						
③ 地域包括ケアシステム構築への協力						
1	生活支援サービス担い手養成講座等への協力	講座等への協力	効果の検証及び改善 継続実施			→
2	通いの場、生活支援コーディネーターへの支援、協力	各事業所で計画、実施 参加状況の把握・確認	効果の検証及び改善 継続実施			→
3-(3) 介護の重度化、困難事例への対応の強化と福祉サービスの質の向上						
① 福祉サービスの専門性の向上						
1	サービスの専門性の向上と活用	キャリアパス制度の整備、構築	効果の検証及び改善 継続実施			→
2	研修体制の充実	・専門領域、テーマ別研修の実施 および指導者育成研修の実施 ・研修計画の作成	効果の検証及び改善 継続実施			→
3	認知症の方への専門的な支援の強化	・認知症介護実践者研修の受講推進 ・認知症研修会への参加、実施	効果の検証及び改善 継続実施			→
② 医療との連携						
1	夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護・看護といった24時間対応、複合型サービスの参入への検討	地域ニーズ把握と動向調査	調査内容の検証 サービス提供への検討			→
2	看取りまで見据えた在宅介護の推進	医療との連携推進による勉強会の実施と情報共有	効果の検証及び改善 継続実施			→
③ 総合的な問題解決力の向上						
1 複合的な課題を抱えた困難事例への支援						
1)	地域包括支援センターをはじめ、専門機関との連携強化	定期的な情報共有の機会の検討。状況報告、照会による連携強化。	検証及び改善 継続実施			→
2)	ソーシャルワーク(社会福祉援助)の対応強化	研修会の計画、実施	効果の検証及び改善 継続実施			→
2 障がいのある方への支援						
1)	相談支援部門の充実、拡充	地域ニーズの把握、職員の適正配置の検討	検証及び改善 継続実施 配置拡充の検討			→
2)	日常生活自立支援事業や成年後見制度等と連携した総合的な支援	定期的な情報共有の機会の検討	検証及び改善 継続実施			→

実施方針		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大区分						
中区分又は個別事業名						
小区分又は個別事業名						
④ 事業評価制度の導入						
1	事業評価制度の導入	福祉サービス第三者評価1事業所受審	評価に基づく改善の実施	事業種別ごとに1事業所ずつ実施		→
2	事業の自己評価の計画的実施	自己評価内容の検討、整備、実施	全事業所での自己評価の実施と評価			→
3-(4) 持続可能な在宅福祉サービスの提供と経営強化						
① 経営管理体制の強化						
1 経営状況の把握、分析						
1)	予算実績会議の定期開催	事業種別ごと、事業種別を超えた会議を定期的開催	効果の検証及び改善継続実施			→
2)	経営セミナーの開催	計画、実施	効果の検証及び改善継続実施			→
② 人材確保、育成、定着の取組を推進						
1	職階別、専門領域別、テーマ別研修の実施	研修未実施者を対象にそれぞれ実施	検証及び改善継続実施			→

上越市社会福祉協議会第2次運営・事業実施計画検討専門部会委員

(順不同)

[総務運営専門部会]

所 属・職 名		氏 名	備 考
理 事	地域代表 (頸城区)	井 部 辰 男	部会長
理 事	地域代表 (清里区)	梨 本 隆	副部会長
理 事	新潟県立看護大学長	渡 邊 隆	
理 事	上越市健康福祉部長	岩 野 俊 彦	
理 事	馬場秀幸法律事務所	馬 場 秀 幸	
理 事	地域代表 (北地区)	石 田 秀 男	
理 事	地域代表 (浦川原区)	西 山 知 太 郎	
理 事	地域代表 (柿崎区)	小 関 信 夫	

[地域福祉専門部会]

所 属・職 名		氏 名	備 考
理 事	地域代表 (名立区)	三 浦 元 二	部会長
理 事	上越市心身障害者福祉団体連合会長	藤 田 宏 禎	副部会長
理 事	認定 NPO 法人マミーズ・ネット理事長	中 條 美 奈 子	
理 事	地域代表 (南地区)	高 橋 敏 光	
理 事	地域代表 (安塚区)	丸 山 新	
理 事	地域代表 (大島区)	高 橋 英 美	
理 事	地域代表 (板倉区)	古 海 誠 一	
理 事	地域代表 (三和区)	山 口 宗 夫	

[介護サービス事業専門部会]

所 属・職 名		氏 名	備 考
理 事	地域代表（南地区）	杉 本 正 彦	部会長
理 事	地域代表（吉川区）	渡 邊 幸 雄	副部会長
理 事	上越市民生委員児童委員協議会連合会長	竹 田 定 一	
理 事	地域代表（北地区）	熊 木 敏 夫	
理 事	地域代表（牧区）	佐 藤 優 一	
理 事	地域代表（大潟区）	井 部 孝 一	
理 事	地域代表（中郷区）	長 崎 政 美	

正・副専門部会長連絡調整会議並びに3専門部会の開催状況

(1) 正・副専門部会長連絡調整会議の開催状況

開催月日	会 場	検 討 内 容 等
平成27年 6月17日	第1回 上越市福祉交流プラザ	第2次運営・事業実施計画の策定にあたっての考え方、策定の進め方、スケジュールについての確認
11月19日	第2回 上越市福祉交流プラザ	各部会委員の意見に基づく修正部分の確認 中間報告内容の調整協議
平成28年 2月15日	第3回 上越市福祉交流プラザ	各部会の修正検討内容報告 計画案全体の調整協議

(2) 専門部会の開催状況

①総務運営専門部会

開催年月日	会 場	検 討 内 容 等
平成27年 7月21日	第1回 上越総合福祉センター	第2次運営・事業実施計画の策定にあたっての考え方、策定の進め方、スケジュールについて、 第1次運営・事業実施計画の検証と課題の確認
9月30日	第2回 上越総合福祉センター	組織体制と財源のあり方ほか
10月23日	第3回 上越総合福祉センター	第2次計画の全体構成、総論、総務部門の内容協議
11月10日	第4回 上越市福祉交流プラザ	各部会委員の意見に基づく事務局素案の修正部分の確認
平成28年 1月20日	第5回 上越総合福祉センター	本所・支所の機能と役割の整理、項目別・事業別一覧表ほか

②地域福祉専門部会

開催年月日	会 場	検 討 内 容 等
平成27年 7月 2日	第1回 上越総合福祉センター	第2次運営・事業実施計画の策定にあたっての考え方、年間スケジュールについて、第1次運営・事業実施計画における地域福祉事業の進捗状況確認ほか
8月 7日	第2回 レインボーセンター	第2次計画 体系図及び基本目標、実施方針についてほか
9月 9日	第3回 上越市福祉交流プラザ	第2次計画 体系図及び項目別・事業別年次計画について
10月 6日	第4回 上越市福祉交流プラザ	第2次計画本文の確認及び第2次計画における未掲載事業についてほか
11月 9日	第5回 上越市福祉交流プラザ	各部会委員の意見に基づく事務局素案の修正部分の確認、事業収支見込みについて
12月14日	第6回 上越市福祉交流プラザ	第2次計画項目別・事業別年次計画の確認、平成28年度地域福祉事業方針について、住民福祉会設置に向けた課題について
平成28年 1月28日	第7回 上越市学びの交流館	第2次計画本文追記箇所及び項目別・事業別年次計画の修正箇所の確認、住民福祉会設置に向けた課題についてほか

③介護サービス事業専門部会

開催月日	会 場	検 討 内 容 等
平成27年 8月 4日	第1回 上越総合福祉センター	第1次運営・事業実施計画の経過報告 第2次運営・事業実施計画の策定スケジュールについて
9月14日	第2回 上越総合福祉センター	第2次計画の策定について 全体構成、総論の確認 重点項目の整理と検討
10月 9日	第3回 上越総合福祉センター	第4章介護サービス部門の内容確認 介護サービス事業の位置づけほか
11月 9日	第4回 上越総合福祉センター	第4章介護サービス部門の内容確認 事務局素案の修正部分の確認
平成28年 2月 2日	第5回 上越総合福祉センター	事務局修正案の確認 重点項目の確認と整理



発行
平成28年3月

発行・編集者
社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

連絡先
〒943-0892 新潟県上越市寺町2丁目20番1号
電話：025-526-1515 FAX：025-526-1230